

安全保障理事会決議 2149 (2014)

2014年4月10日、安全保障理事会第7153回会合にて採択

安全保障理事会は、

中央アフリカ共和国 (CAR) に関する安保理の従前の諸決議および諸声明、とりわけ諸決議 2121 (2013)、2127 (2013) および 2134 (2014) を想起し、

CAR の主権、独立、統一および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、そして不干渉、善隣および地域協力の原則の重要性を想起し、

当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む平和維持活動の基本原則を再確認し、そして各平和維持活動の職務権限は、関係国の必要性および状況に対して限定的であることを認識し、

CAR における治安状況に深い懸念を表明し、

暫定当局が、CAR における住民を保護する主要な責任を有していることを想起し、

政治過程を含む、CAR における危機に対する持続可能な解決は、CAR に所有されているべきであり、また中央アフリカ治安部隊の再編を含むべきであることを強調し、

ECCAS の議長およびその仲介者を含む同地域、並びに AU の継続的役割が、CAR における永続的平和と安定の促進にとって決定的であることを更に強調し、

文民を保護することおよび重大な国際法の違反を防止することにおける現場での MISCA の行動の積極的且つ決定的な影響、また決議 2127 (2013) の第 32 項に基づいて提出された MISCA の展開および活動に関する AU 委員会の第一回進捗報告書に反映されたその職務権限の他の側面の実施において果たされた進展を歓迎し、

元セレカの一部および民兵集団、とりわけ「アンチ・バラカ」の双方により犯された、裁判外の殺人、強制失踪、恣意的な逮捕や拘禁、拷問、女性と子どもに対する性的暴力、レイプ、子どもの勧誘と使用そして、とりわけムスリムに対するものだがムスリムに限定されない、市民に対する攻撃並びに礼拝所に対する攻撃、人道的アクセスの拒否に関するものを含む、国際人道法の多様な違反や広範な人権違反および侵害に重大な懸念を残しつつ、

武装集団による MISCA 派遣部隊に対するあらゆる攻撃および挑発的行為を最も強い文言で非難しそして CAR 暫定当局に対し、実行者の逮捕と起訴を確実にするためのあらゆる可能な措置を講じることを促し

CAR における刑事責任の免除を終わらせるまた国際人道法の違反や人権の侵害および違反の実行者を訴追する緊急且つ是非ともしなければならない必要性を強調し、国の説明責任メカニズムを喚起する必要性をこれに関連して強調しそして CAR における人権に関する独立専門家および国際調査委員会の活動に対する安保理の支持を強調し、

そのような行為のあらゆる実行者は、責任を問われなければならないことおよびそれらの行為の幾つかは、CAR が当事国である、国際刑事裁判所 (ICC) のローマ規程の下での犯罪に相当する可能性があることをくり返し表明し、そして 2013 年 8 月 7 日と 2013 年 12 月 9 日に ICC の検察官により出された声明を更に想起しまた 2012 年 9 月以降の CAR における状況について予備的な検討を開始するという 2014 年 2 月 7 日の ICC 検察官により下された決定に留意し、

武器取引に関与するものおよび傭兵の使用並びに過激なネットワークの潜在的な温床のような、移行期の犯罪活動に資する環境を提供している CAR における状況の危険を強調し、

安保理が命じた武器禁輸が、CAR および同地域における武器並びに関連物資の違法な移転に対処することに対してまた紛争後の平和構築、武装解除、動員解除および再統合並びに治安部門改革を支援することにおいて果たすことができる重要な貢献をこれに関連して確認し、そして安保理決議 2127 (2013) を想起しまた小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用から生じる CAR における平和と安全に対する脅威に深刻な懸念を表明し、

決議 2127 (2013) および 2134 (2014) に基づいて制裁体制を確立する安保理の決定を想起し、そして対象を特定した制裁が、特に、CAR の平和、安定または安全を損ない、政治的移行過程を妨げるかまたは暴力をあおる行為に関与しているか若しくは支援を提供しているとして委員会により指定された個人および団体、そして国際人権法または国際人道法に違反するか若しくは人権侵害を構成する行為の立案、指示または実行に関与したとして委員会により指定された個人および団体を目標としていることを強調し、

CAR における悲惨な人道状況に安保理の重大な懸念をくり返し表明し、また 76 万人以上の国内避難民および近隣諸国における、その大多数がムスリムである、30 万人以上の難民の人道的必要性をとりわけ強調し、そして難民流入の結果、チャド、カメルーンおよびコンゴ民主共和国並びに同地域の他の諸国における状況に懸念を更に表明し、

統治する新しい暫定当局の能力を制限する既に脆弱な行政の崩壊に懸念を表明し、

全ての当事者に対し、国際連合の人道支援要員のおよび関連要員の並びに国際連合の設備、装備および物品の安全と防護を確保するために必要な措置を講じることを促し、

中部アフリカ諸国経済共同体 (ECCAS) および CAR 危機に関するその仲介者の現行の取組並びに危機を解決するためのアフリカ連合の取組および AU とコンゴ共和国が共同で議長を務めた CAR に関する国際コンタクト・グループの取組に対して安保理の謝意をくり返し表明し、そして CAR における移行に対するその有効性と支援を高めるため目論まれた措置を含む、2014 年 3 月 21 日に、ブラザビルで開催されたその第四回会合で出されたコミュニケを歓迎し、またあらゆる利害関係者が、彼らの取組を進めることを奨励し、

文民を保護し、決議 2127 (2013) の採択直後の治安状況の改善を支援する、MISCA、その部隊および警察提供諸国並びにフランス軍の決定的な役割に対し安保理の深い謝意を再確認し、そして部隊の展開を促進しまたその有効性を改善するために空輸と支援を行った協力機関に対して更に謝意を表明し、

中央アフリカ共和国における MISCA を支援するため、一時的な軍事行動、EUFOR RCA を開始する、2014 年 4 月 1 日に開催された欧州連合の理事会会合で表明された、欧州連合の決定を歓迎し、

和解の側面に関するものおよび技術的に可能になれば直ぐにそして遅くとも 2015 年 2 月までに自由な、公正な、透明なそして包括的な選挙の実施を含む、政治過程の実施を加速する必要性を表明し、

宗教コミュニティ間の関係を沈静化させ暴力を防止することに努める上で、国のレベルでの国内の宗教指導者の共同行動を歓迎し、地方のレベルでこれらの者の発言権を大きくする必要性に留意し、

刑事責任の免除と闘う必要性を尊重しつつ、包括的且つ効果的な武装解除、動員解除および再統合過程（DDR）並びに外国の戦闘員の場合は本国帰還（DDRR）の必要性を想起し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理諸決議 1265（1999）、1296（2000）、1674（2006）、1738（2006）および 1894（2009）、子どもと武力紛争に関する安保理諸決議 1612（2005）、1882（2009）、1998（2011）、2068（2012）および 2143（2014）並びに女性、平和および安全保障に関する安保理諸決議 1325（2000）、1820（2008）、1888（2009）、1889（2009）、1960（2010）、2106（2013）および 2122（2013）を想起しそして CAR における全ての当事者に対し、児童と武力紛争に関する事務総長特別代表および紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表と関わり合うことを求め、

2013 年 9 月 17 日にアジス・アベバで署名された、アフリカ連合の政策および活動において子ども保護を主流化するアフリカ連合委員会と児童と武力紛争に関する国際連合事務総長特別代表室との間の協力関係取極および 2014 年 1 月 31 日にアジス・アベバで採択された紛争下の性的暴力に関する国際連合事務総長特別代表室とアフリカにおける紛争に関連した性的暴力の予防と対応に関するアフリカ連合委員会との間の協力枠組の採択を確認し、

CAR に対する欧州連合（EU）の強い関与、とりわけアフリカ平和ファシリテーターの枠組の中で MISCA の展開に資金的に貢献するという決定を歓迎し、またアメリカ合衆国の貢献および MISCA を支援するための国際連合信託基金に対する加盟国の貢献を更に歓迎し、

2014 年 1 月 20 日にブリュッセルで開催された中央アフリカ共和国における人道活動に関するハイ

レベル会合で行われた誓約を歓迎した国際社会に対し、CAR における人道状況に対応するために支援を供与し続けるとの誓約を通して迅速に従うこと、また救援、復興、開発が結合している対処方法で復興のために準備することを奨励し

MISCA を支援する 2014 年 2 月 1 日のアジス・アベバ資金供与者会議で行われた約束および中部アフリカ諸国経済共同体 (ECCAS) により行われた財政的貢献を歓迎しそして国際社会に対し、これらの誓約に迅速に従うことと MISCA に対する支援を供与し続けることを奨励し、

国際的な協力機関に対し、決議 2127 (2013) の第 54 項によって制定された措置の実施および外国人武装分子の武装解除と帰還を支援することを含む、国境および入国地点を効果的に監視する国家警察と税関当局の制度的能力を構築することで暫定当局を支援することを求め、

2014 年 2 月 19 日の平和構築委員会中央アフリカ共和国国別会合で提示された世界銀行の 2014 年計画を歓迎しそして国際金融機関に対し、暫定当局と関わり合い続けることを強く奨励し、

CAR 国別会合の議長により行われたバンギへの訪問 (3 月 4 日 - 7 日) の報告書に留意し、協力機関の努力並びに平和構築基金の注意を喚起し約束を持続させるその継続的関与を歓迎しそして国民対話と和解プロセスに向けた暫定当局の努力を支援すること並びに政治的付属物、国際的な注意の喚起および支援を含む、同国が直面している課題に対処することにおける PGC の役割を更に強調し、

国際的な協力機関に対し、DDR、DDRR および選挙過程を支援するため財政的貢献を供与することを求め、

同国を安定させまた危機の文民の側面に対処するため国際連合平和維持活動の展開を要請している 2014 年 1 月 27 日付の中央アフリカ共和国の外務大臣からの書簡に留意し、

とりわけ国際連合平和維持活動の展開を通じたより広く且つより持続的な国際関与を促進する目的で、その職務権限の効果的な実施と状況の最初の安定化の局面の完了を可能にするために、より予測可能で且つ持続可能な支援の動員を通じた MISCA の強化を含む、CAR のための強化された国際的行動のための多くの段階を提案している 2014 年 2 月 17 日付のアフリカ連合委員会の議長からの書簡に留意

し、そして MISCA の業績および CAR の長期の安定に関する 2014 年 3 月 7 日のアフリカ連合平和安全保障理事会コミュニケに更に留意し、

事務総長報告書 (S/2014/142) を歓迎しそして中央アフリカ共和国における状況が、多元的な国際連合平和維持活動を通して、統一され且つ統合された対処方法を是認していることに留意しそしてそのような活動の設立を求めるその勧告を更に歓迎し、

2014 年 4 月 8 日付の中央アフリカ共和国大統領発安全保障理事会宛て書簡に留意し、

CAR における事態が、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成していることを認定して、

国際連合憲章の第 7 章にもとづいて行動して、

政治過程

1. 2014 年 1 月 20 日の暫定国民評議会によるカトリーヌ・サンバ＝パンザの暫定大統領としての指名、アンドレ・ヌザパイエケの暫定首相としての任命、および暫定政府の形成を歓迎する。

2. 中部アフリカ諸国経済共同体 (ECCAS) の活発な指導力、2014 年 1 月 9 日および 10 日にンジャメナで、ECCAS の議長としてのその能力においてチャド政府により主催された議論の場に、CAR から政府指導者、暫定国民評議会の構成員および市民社会の代表を招請することにおける、とりわけコンゴの仲介、を通じた地域の重要な役割およびその期間中に暫定政府の当時の指導者が辞任したことを歓迎し、そして ECCAS に対し、その議長とその仲介者を通して、CAR における政治過程に対する国際的支援におけるその期待された役割を果たし続けることを奨励する。

3. 2013 年 1 月 11 日のリーブルビル合意、2013 年 4 月 18 日のンジャメナ宣言および 2013 年 7 月 18 日の暫定憲章に対する安保理の支持をくり返し表明する。

4. CAR における平和と安定を回復するために AU および ECCAS により講じられた最初の措置

を称賛する。

5. CAR の統一および領土保全を維持することの重要性を強調する。

6. 全ての民兵および武装集団が、自らの武器を脇に置き、あらゆる形態の暴力および不安定化させている活動を直ちに止めそして自らの兵士から子どもを解放することを要求する。

7. 紛争を終わらせるための地盤を築くために政治および和解プロセスの再活性化と加速を求める事務総長の呼びかけを歓迎し、これに関連して暫定当局に対し、このプロセスに対する自らの公約を示すことおよびこれに関連した具体的な措置を講じることを求めそして更にこれらのプロセスの再活性化における市民社会の重要性を強調する。

8. 暫定当局に対し、自由な、公平な、透明なそして包括的な大統領および議会選挙を遅くとも 2015 年 2 月までに実施するために準備を加速することおよび 2014 年 1 月の ECCAS 首脳会議のコミュニケに従って和解の枠組の緊急の開始を含む、これに関連して必要な重要な準備と具体的な措置、選挙の枠組に関する包括的な政治的対話を始めることおよび技術的並びに法的枠組の完了を迅速に始めることをこれに関連して促し、またこの選挙が、IDP s およびその帰還が重要な目的である CAR 難民を含むべきであることを強調する。

9. 加盟国、国際および地域的機構に対し、給与の支払並びに CAR の暫定当局の他の必要性に対する貢献を含んで、CAR の暫定当局に対し、迅速且つ実体的な支援を提供することを更に求める。

10. 国際コンタクト・グループの主要構成国の支援を得た暫定当局に対し、CAR の主権を尊重する一方で移行を同時に行うために、AU、ECCAS、国際連合および EU、並びに、適切な場合には、国際金融機関 (IFIs) を含む、主要な利害関係者を含む、ある主要なパラメーターに合意することにより政治過程を再活性化するための当面の措置を講じることを奨励し、そして事務総長に対しこれに関連して生じた進展について安保理に報告することを要請する。

11. 暫定当局に対し、国際社会の支援、とりわけ IFIs が主導する国際的な努力、を得て、決定的な平和および国家構築目標に基づく、関連する国際的な経験に基礎を置いた歳入徴収、歳出管理、公共

調達および利権の慣行を含む、公的財産管理および説明責任を強化するための、そしてある意味では国の主体的取組を促進しそして CAR の主権を尊重する制度を確立することを奨励する。

12. 国際人道法違反や人権の違反および侵害を行う全ての実行者は、責任を問われなければならない。またそれらの行為の幾つかは CAR が当事国である、国際刑事裁判所 (ICC) のローマ規程の下での犯罪に相当する可能性があることをくり返し表明し、2013 年 8 月 7 日および 2013 年 12 月 9 日の ICC 検察官による声明を想起し、2012 年 9 月以降 CAR で犯されたと申し立てられた犯罪についての ICC 検察官による予備的な検討の開始に更に留意し、そしてこれに関連した暫定当局による協力を歓迎する。

13. 元セレカおよびアンチ・バカラの一部を含む、CAR における武力紛争の全ての当事者に対し、子どもの勧誘と使用、レイプおよび性的暴力、殺人および傷害、拉致、学校や病院に対する攻撃を含む、適用可能な国際法に違反した、子どもに対するあらゆる暴力や虐待を禁止する明確な指令を発出することを求め、また暫定当局に対し、実行者の責任を問いたそのような違反および侵害に責任を有する者を治安部門から排除することを確保するために、申し立てられた暴力および虐待の、時宜を得た捜査に関する個別の関与を行い且つ実施するよう更に求める。

14. 全ての当事者が、軍隊や武装集団から解放されたかまたは分離された子どもを保護しそして被害者とみなすという安保理の要求をくり返し表明し、軍隊や武装集団と関連のある全ての子どもの保護、解放および再統合に特別の注意を払う必要性を強調する。

15. 元セレカおよびアンチ・バカラの一部を含む CAR における武力紛争の全ての当事者に対し、性的なおよびジェンダーに基づく暴力に対する明確な指令を出すことを求め、そして暫定当局に対し、決議 1960 (2010) および 2106 (2013) に従い、加害者の責任を問うために、申し立てられた虐待の、時宜を得た捜査に対する個別の関与を行い且つ実施すること、また、性的暴力の被害者による利用可能なサービスへの迅速なアクセスを促進することを更に求める。

PKO への移行

16. MISCA に対する支援、とりわけ空のまた地上の機動性、情報およびコミュニケーション装置、情報能力、医療施設および重要な支援の緊急提供を含む後方支援供給と維持の能力強化を増すため、ま

た CAR で活動している国際部隊の命令および指揮制度の継続的改善のため、事務総長が行った呼びかけに留意する。

17. 現場における部隊の数を増やす事務総長の呼びかけを歓迎しそしてこれに関連してフランス軍の数を増やすという 2014 年 2 月 14 日のフランス政府の発表およびその後の展開、追加の警察要員の展開を承認する 2014 年 3 月 21 日の AU PSC により取られた決定およびこの決定の早期履行のために取られた特殊機能および措置並びに 2014 年 4 月 1 日に開催された欧州連合理事会の決定において EUFOR RCA を開始する結果となった、欧州連合の加盟国により行われた貢献を歓迎する。

PKO

18. 本決議の採択の日にまた 2015 年 4 月 30 日までの初動期間の間、国際連合中央アフリカ共和国多元的統合安定化ミッション (MINUSCA) を設立することを決定する。

19. 事務総長に対し、国際連合中央アフリカ共和国統合平和構築事務所 (BINUCA) の存在を、本決議の採択の日に MINUSCA に組み込むことおよび BINUCA から MINUSCA への切れ目のない移行を確保することを要請する。

20. 2014 年 9 月 15 日から、MINUSCA は、240 名の軍事監視員および 200 名の参謀将校並びに 1,400 名の編制された警察部隊および 400 名の個々の警察官を含む、1,800 名の警察要員、並びに 20 名の矯正職員を含む、上限 1 万名の要員で当初構成することを決定し、加盟国に対し、活動した効果的にその責任を発揮する MINUSCA の能力を高めるために適切な能力および装備を持つ部隊と警察官を提供することを求めそして事務総長に対し、対象者に対して最も利用可能なやり方で情報を伝えまた技術的援助を提供する必要性を念頭に置きつつ、下記第 30 および 31 項の適用可能な能力分野で示された任務に適した能力、教育、作業経験および言語能力を有する、有資格の職員を募ることを要請する。

21. MISCA から MINUSCA への権限移転は、2014 年 9 月 15 日に行われるものとし、また本決議の採択から権限移転までの期間において、MINUSCA は決議 2127 (2013) により負託されたその任務を実行し続ける一方で、MINUSCA は、その文民部門を通して、以下第 30 項および 31 項で負託された任務を実行すること、そして 2014 年 9 月 15 日に、MINUSCA は、その軍事および警察部門を通

して、下記第 30 項および 31 項で負託された任務の、すぐの実施を開始するものとするを更に決定する。

22. 事務総長に対し、国際連合要員の人権審査に関する事務総長政策に従って、AU および ECCAS と緊密に調整してまた 2014 年 9 月 15 日現在で、可能な限り多くのそして国際連合基準に沿った、MISCA の軍事および警察要員を、MINUSCA に含めることを要請する。

23. 上記第 18 項を害することなく、事務総長が、2014 年 9 月 15 日以前に、MINUSCA の軍事および警察部門を立ち上げそして 2014 年 9 月 15 日にその負託された任務の遂行を直ちに始めることができるために必要となるような、平和維持活動を縮小しつつまた使節団間の協力を通じた、他から移転した軍事支援を含む軍事支援を MINUSCA に展開する権限を与え、そして事務総長に対し同一の効力のある支援者と接触することを更に要請する。

24. 事務総長に対し、安保理の期待と CAR 住民の必要性に最も良く対応するために、CAR における MINUSCA の民間と軍事の能力の展開を加速するために、既存の権限を十分活用してまた彼の任意の判断を含む、あらゆる可能な措置を講じることを要請し、また事務総長に対し、MINUSCA にその活動の開始を用意させるために必要な措置を講じることを要請する。

25. 事務総長に対し、2013 年 10 月 29 日付安全保障理事会議長の手紙により承認された元の職務権限に沿って、この決議の採択の日から 2014 年 9 月 15 日まで BINUCA から MINUSCA へ警護部隊を移転することを要請し、そしてこの決議の採択の日から 2014 年 9 月 15 日まで、当該手紙により承認された警護部隊の職務権限は引き続き変わらぬままとすることを決定する。

26. 事務総長に対して、AU との緊密に調整して、MINUSCA を設立するため移行チームを展開しそして 2014 年 9 月 15 日まで MISCA から MINUSCA への切れ目のない権限の移譲を準備した国際連合平和維持活動への MISCA の帽子替えのため、可及的速やかに、MISCA を準備したその位置に置くため必要な措置を講じることを要請する。

27. 事務総長に対し、AU との合同ミッションの後で、遅くとも 8 月 15 日までに安全保障理事会に対し、2014 年 9 月 15 日までに MISCA から MINUSCA への切れ目のない権限の移行の準備の状態

について、最新情報を提供することを要請する。

28. 事務総長に対し、任命の日から、中央アフリカ共和国における国際連合システムのあらゆる活動の調整のために現場での包括的な権限を握るものとする、中央アフリカ共和国担当特別代表兼 MINUSCA 使節団長を任命することを要請する。

29. MINUSCA に対し、その能力およびその展開地区の範囲内で、その職務権限を実行するためあらゆる必要な手段を講じる権限を与える。

30. MINUSCA の職務権限は、以下の優先任務に当初集中するものとすることを決定する。

(a) 文民の保護

(i) 中央アフリカ共和国当局の主要な責任を害することなく、その能力および展開の範囲内で、積極的な巡視を通して、肉体的暴力から一般住民を保護すること。

(ii) 武力紛争の影響を受けた女性および子どもに対して、子ども保護アドバイザーと女性保護アドバイザーの展開を含む、具体的な保護を提供すること。

(iii) 一般住民に対する脅威および攻撃を、一般住民との定期的な交流および人道並びに人権組織との密接な活動を通して、特定しそして記録すること。

(iv) 人道および人権組織並びに他の関連協力機関と緊密に協議して、ミッション全体にわたる保護戦略を立案し、実行しそして提供すること。

(b) 国家権限の延長および領土保全の維持のための努力を含む、移行過程の実施に対する支援

(i) 政治的移行および選挙過程に対する技術的支援を案出し、促進し、調整しそして提供するため ECCAS、アフリカ連合、関連する利害関係者および国際社会と活動している暫定当局を支援する国際的な取組において主導的役割を果たすこと。

(ii) 紛争の根本原因に対処し CAR に永続する平和と安全を確立するための努力に対して周旋および政治的支援を提供すること。

(iii) 暫定当局と調整して、また現場での危険に基づいて、暫定政府の構成員を含む、主要な国の利害関係者に対する安全の提供のために、適切な支援を提供すること。

(iv) 関連する地方および地域の機関並びに宗教指導者と活動して、女性の完全なそして効果的な参加を確保しつつ、包括的な国民対話、移行期司法および紛争解決制度を通して、国のまた地方のレベルの双方での、仲介および和解プロセスにおいて、暫定当局を支援すること。

(v) 選挙過程に対する技術的援助を案出し、促進しそして提供しまた遅くとも 2015 年 2 月までに、全てのレベルでのそして早期の段階での女性の完全なそして効果的な参加および CAR の IDPs 並びに難民の参加を含む、自由な、公平な、透明なまた包括的な選挙の実施のために、暫定当局の支援においてまた国の選挙当局と緊急に活動することにおいて、あらゆる必要な準備を行うこと。

(vi) 国家権限の迅速な拡張を促進しまた支援すること。

(c) 人道援助の直ぐの、完全な、安全なそして妨害のない提供を促進する

効果的な軍民調整を通してまた人道関係者と緊密に調整して、国際連合人道原則および関連する国際法の規定に従った、人道援助の直ぐの、完全な、安全なそして妨害のない、文民主導の提供のためのまた人道支援関係者と緊密に調整して国内避難民並びに難民の自発的な、安全な、尊厳のあるそして持続可能な帰還のための治安環境の創設に、貢献すること。

(d) 国際連合の保護

国際連合要員、設備、装備および物品を保護すること並びに国際連合および関連要員の移動の安全と自由を確保すること。

(e) 人権の促進および保護

(i) とりわけ元セラカおよびアンチ・バラカを含む、異なる武装集団による、CAR 全土において行われている国際人道法違反および人権侵害を監視し、捜査を補助し、公にそして安全保障理事会に報告し、また加害者を特定し起訴するための努力に貢献し、そして人権監視員の展開を通して、そのような違反および侵害を防止すること。

(ii) 武力紛争下におけるあらゆる形態の性的暴力を含む、特に子どもに対する暴力および虐待並びに女性に対する暴力を監視し、捜査を補助しそして報告し、また加害者を特定し起訴するための努力に貢献し、そしてそのような違反および侵害を防止すること。

(iii) 国際調査委員会およびその勧告の実施を支援すること。

(iv) 人権を保護しそして促進するための努力において CAR 当局を支援すること。

(f) 国内のおよび国際的な司法並びに法の支配に対する支援

(i) 同国における戦争犯罪および人道に対する罪に責任を有する者を逮捕しそして訴追するため、同地域の国家および ICC との協力を通して、暫定当局を支援し且つ協働すること。

(ii) 技術的支援を通して、国内の司法制度および国の人権機関の能力の構築を補助し、適切な場合には、独立専門家と調整して、国の和解努力を支援すること。

(iii) 文民の監視、中立性および人権の保護を強調するやり方で、公共の安全および基本的な法と秩序の維持における援助を通して、法の支配に関する国際連合グローバル・フォーカル・ポイント

の枠内の範囲内で、刑事司法制度を復活させるために警察、司法および矯正機関に対する支援を提供しまた国際的な援助を調整することおよび上記第 20 項で承認された国際連合警察の存在と援助を通して、市民の安全と法の支配の回復と維持を支援すること。

(g) 武装解除、動員解除、再統合 (DDR) および帰還 (DDRR)

一軍および武装集団と関係を有していた子どもの必要性並びに外国人の帰還に対する支援に具体的な注意を払いつつ、現場での新しい事実を反映する元戦闘員および武装分子の武装解除、動員解除および再統合 (DDR) 並びに帰還 (DDRR) のための変更された戦略を策定することにおいてまた実施することにおいて暫定当局を支援すること。

一共同体暴力削減計画を策定することおよび実施することにおいて暫定当局を支援すること。

一戦闘員を再編成しまた住居を与えることおよび武器を放棄することを拒否したかまたは武器を放棄させることに失敗した要員の一部の武器並びに弾薬を差し押さえまた適切な場合には破壊すること。

31. MINUSCA の職務権限は、条件が許す場合には、以下の追加の任務を含むものとするを更に決定しそして事務局に対し、これらの任務の計画立案を始めることを要請する。

(a) 戦略的政策助言の提供および技術的援助と訓練の調整を通したものを含んで、治安部門改革と詳しい調査過程に対して支援する。

(b) 適切な場合には、国際的な援助を調整する。

(c) 決議 2127 (2013) の第 57 項に従って設立された委員会および同決議により設立された専門家パネルを、同委員会および専門家パネルの職務権限の実施に関連した情報を渡すことにより、その能力の範囲内で、支援する。

(d) 決議 2127 (2013) の第 54 項により課された措置の実施を、決議 2127 (2013) に従って設立された専門家パネルと協力して、それが必要とみなしそして通告無しが適切な場合、その場所にかかわらずあらゆる武器および関連物資を、検査することにより、監視し、そして武装集団に天然資源を搾取させないための取組に関して暫定当局に助言する。

(e) その CAR への移譲が、決議 2127 (2013) の第 54 項によって課された措置に違反する武器およびあらゆる関連物資を押収しまた収集しそして適切な場合にはそのような武器および関連物資を記録しそして処分する。

32. MINUSCA に対し、神の抵抗軍に関するアフリカ連合地域タスクフォースの作戦とその作戦

を調整することを要請しそして MINUSCA に対し、地域タスクフォースとまた LRA の脅威に取り組んでいることに関与している非政府組織と関連する情報を共有することを要請する。

33. 暫定当局および国際的な協力機関並びに関連する国際連合組織に対し、MINUSCA と調整して、CAR における小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に対処することまた小型武器の安全および効果的な管理、保管並びに貯蔵の安全そして余剰の、押収された、刻印のないまたは違法に所持された兵器や弾薬の収集および／または破壊を確保することを求めそしてそのような要素を SSR や DDR/R 計画に組み入れることの重要性を更に強調する。

34. MINUSCA に対し、その職務権限全体で分野横断的問題として子どもの保護を十分に考慮することおよび子どもに対する暴力と虐待を終わらせまた防止するため子どもの権利の保護が、特に DDR 並びに DDRR 過程でまた治安部門改革で、考慮されることを確保することにおいて暫定当局を支援することを要請する。

35. MINUSCA に対し、その職務権限全体で分野横断的問題としてジェンダーへの配慮を十分に考慮することおよび特に、ジェンダー・アドバイザーの提供を通して、安定化活動、治安部門改革および DDR と DDRR 過程並びに国内の政治的対話および選挙過程におけるものを含む、あらゆる側面および全てのレベルでの女性の完全且つ効果的な参加、関与および代表を確保することにおいて暫定当局を支援することを要請し、またこの問題に関する安保理への MINUSCA による報告の向上を更に要請する。

36. MINUSCA に対し、その既存の資源および職務権限の範囲内で、MISCA から MINUSCA への権限の移譲の後で、移行過程を支援する ECCAS に対する AU と ECCAS の政治的取組を支援することを要請する。

37. MISCA、MINUSCA、EUFOR RCA、AU-RTF および CAR で活動しているフランス軍が、各々の職務権限の実施のため決議 2127 (2013) の第 54 項において課せられた措置から免除されていることを決定しまたこれらの部隊に対し、安保理へのこれらの定期的な報告の一部としてこれに関連して取られた措置について報告することを要請する。

38. 事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の MINUSCA の完全な遵守を確保するため必要な措置を講じることおよび不正行為が生じた場合には安保理に通知することを要請し、そして国際刑事裁判所により出された逮捕状または召喚状の対象となっている者との接触に関する指針の関連性に留意する。

39. MINUSCA に対し、非国際連合治安部隊に対して提供されたいかなる支援も、非国際連合治安部隊に対する国際連合支援についての人権デュー・ディリジェンス政策 (HRDDP) を厳格に遵守して提供されていることを確保することを要請し、そして事務総長に対し、安保理に対する彼の報告書にそのようなあらゆる支援についての情報も含めることを要請する。

40. MINUSCA は、その能力および展開地区の限界内で、暫定当局の正式な要請でまた国の治安部隊が存在または活動していない地区において、特別な原則でまた前例を作ることなしにそして平和維持活動の合意された原則を害することなしに、基本的な法と秩序を維持し刑事責任の免除と闘うため、上記第 30 項(a)と第 30 項(f)に規定された範囲、時間的な期限そして目的に一致するという制限を受ける緊急の一時的な措置を採用することができることを決定しそして事務総長に対し、これに基づいて採用される措置を安全保障理事会に報告することを要請する。

41. 事務総長および中央アフリカ共和国の暫定当局に対し、この決議の採択から 30 日以内に、国際連合および関連要員の安全に関する条約のもとの法的保護の範囲に関する総会決議 58/82 を考慮しつつ、MINUSCA に関する地位協定を締結することを要請し、また当該協定の締結までの間、1990 年 10 月 9 日付モデル地位協定 (A/45/594) が暫定的に適用されるものとすることを決定する。

42. その職務権限を実行する一方で、CAR の主権、領土保全および統一を十分に尊重してまた適用可能な国際人道法、人権法および難民法を十分に遵守して行動する、MISCA、EUFOR RCA 並びにフランス軍の必要性を強調しそしてこれに関連して訓練の重要性を想起する。

MINUSCA の移動の自由

43. CAR における全ての当事者に対し、とりわけその安全、および妨害のない移動の自由並びに MINUSCA がその職務権限を十分に実行することを可能にする中央アフリカ共和国の領土全体を通し

た迅速なアクセスを確保することにより、MINUSCA の展開および活動に十分に協力することを促す。

44. 加盟国、特に同地域の諸国に対し、全ての要員、並びに MINUSCA の排他的および正式な使用のためである、装備、食糧品、供給品および車両並びに予備部品を含む、他の物品の CAR へのまたは CAR からの自由な、妨害のないそして迅速な移動を確保することを求める。

人道的アクセス

45. 全ての当事者が、困っている住民、とりわけ国内避難民に対する、国際連合人道援助指導原則および国際法の関連規定に従った、CAR の領土全体を通じた、人道援助の時宜を得た提供のための十分な、安全な、直ぐのそして妨害のないアクセスを許与し且つ促進することを要求する。

人道アピール

46. 人道アピールを歓迎し、その不十分な現在の資金調達を遺憾に思い、そして加盟国および国際的並びに地域的機構に対し、拠出金を増やすことを通じてこのアピールに迅速に対応することまた全ての誓約が完全に果たされることを確保することを求める。

フランス軍

47. フランス軍が、その能力および展開地区の範囲内で、MINUSCA の活動の開始から本決議で承認された MINUSCA の職務権限の終了まで、事務総長の要請で、本決議の採択の日から MINUSCA の一部に対する作戦上の支援を提供するためあらゆる必要な手段を使用する権限を与えまたフランスに対し、2014 年 9 月 15 日現在で、本決議の履行に関して安保理に報告することおよび本決議第 40 項に言及された事務総長の報告とその報告を調整することを要請する。

報告

48. 新しい平和維持活動が提案された場合、または職務権限に対する著しい変化が見込まれる場合、派遣団の財源の見通しが安全保障理事会に提供されることを、安全保障理事会が要請した 2009 年 8 月

5日の安保理議長声明を想起する。

49. 国際連合活動の目的および優先事項、そしてこの故のその構成、活動並びに関連財源が、現場の状況に時間とともに調整されるべきであるという事務総長の勧告を歓迎しそしてこれに関連して事務総長に対し、活動の概念および職務権限の順位づけのための達成条件を含む派遣団の概念に関してまた必要な財政的情報を提供することにより本決議の採択後に策定される出口戦略そして安保理が監視するその履行に関して、安保理への彼の最初の報告書において、安保理に最新情報を提供することを要請する。

50. 事務総長に対し、中央アフリカ共和国における状況および MINUSCA の職務権限の実施について定期的に安保理に報告すること、2014年8月1日に、そしてそれからその日から4か月毎に安保理に報告すること、また安保理への彼の報告に、適切な財政情報、治安状況に関する情報、政治的進展に関して上で示された優先的政治要素、制度に関する進展並びに統治を先に進めるための能力および財政管理、進展に関する関連情報、人権および国際人道法の促進と保護並びに部隊と警察のレベルの再検討、部隊と警察の増強と全ての MINUSCA の構成要素の展開を提供することにより MINUSCA の負託された任務の動的実施に関する最新情報と勧告を含めることを要請する。

51. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。